

市民委員会資料 ③

2 陳情の審査

(2) 陳情第117号 漫画等の表現を規制する立法に反対するよう求める
ことに関する陳情

資料1 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」について

資料2 「議案審議経過情報」及び「『児童ポルノ禁止法』一部改正法案の概要」

資料3 神奈川県青少年保護育成条例について

資料4 図書類販売店の皆様へ

資料5 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会について

資料6 神奈川県警ホームページから掲載

市民・こども局こども本部

(平成25年6月14日)

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」について

●平成 11 年(西暦 1999 年)5 月 26 日公布、同年 11 月 1 日施行

目的

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

過去の改正

●平成 16 年法律第 106 号 主な改正点:情報技術の発達に伴い「ビデオテープ」を「電磁的記録媒体」に変更するなどの改正及び犯罪の国際化に対応するための法整備とともに、刑法等が社会情勢に対応した改正がされるまでの経過措置として、同法を補足する規定が盛り込まれた。

●平成 23 年法律第 74 号 主な改正点:刑法等が整備された事により、前改正で盛り込まれた補足規定を削除した。

第二条(定義)

第二条第 1 項で『「児童」とは 18 歳に満たない者』を言うときと定義し、同条第 3 項において『「児童ポルノ」とは写真、電磁的記録に係る記録媒体等』で、次の各号に掲げる描写を指すと定義している。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第三条 (適用上の注意)

第四条 (児童買春)

第五条 (児童買春周旋)

第六条 (児童買春勧誘)

第七条 (児童ポルノ提供等)

第八条 (児童買春等目的人身売買等)

第九条 (児童の年齢の知情)

第十条 (国民の国外犯)

第十一条 (両罰規定)

第十二条 (捜査及び公判における配慮等)

第十三条 (記事等の掲載等の禁止)

第十四条 (教育、啓発及び調査研究)

第十五条 (心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十六条 (心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十七条 (国際協力の推進)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(平成十一年五月二十六日法律第五十二号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ提供等)

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

3 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第一項と同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

6 第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童が略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第五項まで並びに第八条第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

「児童ポルノ禁止法」一部改正法案に係る 議案審議経過について

- 議案件名
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 議案提出者
高市早苗議員 外六名
- 衆議院議案受理年月日
平成 25 年 5 月 29 日
- 参議院予備審査議案受理年月日
平成 25 年 5 月 30 日

現在、衆議院で審議中

法案の提出理由

児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、インターネットの利用に係る事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「児童ポルノ禁止法」一部改正法案の概要

※「児童ポルノ禁止法」の正式名称
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

「児童ポルノ禁止法」改正の趣旨

児童ポルノに係る行為の実情 児童の権利の擁護に関する国際的動向 etc.

1. 適用上の注意規定の明確化
2. 児童ポルノ所持等の禁止
3. 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則の新設
4. インターネットの利用に係る事業者の努力規定の新設
5. 被害児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化

1. 適用上の注意規定の明確化

法律の適用に当たり「児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない」ことを明示

2. 児童ポルノ所持等の禁止

何人も、みだりに、児童ポルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管してはならない。（罰則なし）

3. 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則の新設

自己の性的好奇心を満たす目的で、
①児童ポルノを所持した者
②児童ポルノに係る電磁的記録を保管した者
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

4. インターネットの利用に係る事業者の努力規定の新設

インターネットの利用に係る事業者は、捜査機関への協力、管理権限に基づく情報送信防止措置その他インターネットを利用した児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

5. 被害児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化

被害児童の保護措置につき、厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所及び福祉事務所の例示により、主体及び責任を明確化

6. その他

- (1) 施行期日
公布の日から起算して20日を経過した日
※ 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則は、本法施行日から1年間は、適用しない。
- (2) 検討規定
①児童ポルノに類する漫画等（漫画、アニメ、CG、擬似児童ポルノ等）と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究
②インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限（いわゆる「ブロック」の措置）に関する技術の開発の促進
→ 施行後3年を目途として、①、②等を勘案しつつ検討、その結果に基づき必要な措置

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「留意しなければならない」を「留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ所持等の禁止）

第六条の二 何人も、みだりに、児童ポルノを所持し、又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管してはならない。

第七条の見出し中「児童ポルノ」の下に「所持、」を加え、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者も、同様とする。

第九条中「から前条まで」を「、第六条、第七条第二項から第七項まで及び前条」に改める。

第十条中「第五項」を「第六項」に改める。

第十一条中「から第七条」を「、第六条又は第七条第二項から第七項」に改める。

第十二条第一項中「第八条まで」を「第六条まで、第七条及び第八条」に改める。

第十三条中「第八条まで」を「第六条まで、第七条及び第八条」に、「容貌(ぼう)」を「容貌」に改める。

第十四条第一項中「児童ポルノの」の下に「所持、」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「児童ポルノの」の下に「所持、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（インターネットの利用に係る事業者の努力）

第十四条の二 インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその情報の閲覧等のために必要な電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、捜査機関への協力、当該事業者が有する管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第十五条第一項中「関係行政機関」を「厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関」に改め、同条第二項中「関係行政機関は、前項」を「前項の関係行政機関は、同項」に改める。

第十七条中「罪」を「規定」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条第一項の規定は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

（検討）

第二条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であつて児童ポルノに類するもの（次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。）と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ホ中「第八条まで」を「第六条まで、第七条又は第八条」に改める。

第三十五条及び第三十五条の二中「第七条」を「第七条第二項から第七項まで」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第四条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一百五十七条の四第一項第二号及び第二百九十条の二第一項第二号中「第八条まで」を「第六条まで、第七条若しくは第八条」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七十号中「第七条第四項から第六項まで」を「第七条第五項から第七項まで」に改める。

理 由

児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、インターネットの利用に係る事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

神奈川県青少年保護育成条例について

- 全8章56条構成
- 昭和30年1月4日施行

条例の目的

第1条 この条例は、青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

基本理念

第2条 すべての県民は、次に掲げる事項を基本理念とし、青少年の健全な育成に取り組むものとする。

- (1) 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在であること。
- (2) 県民は、青少年への影響を意識して行動すること。
- (3) 社会全体の協力により、青少年を守り、支え及び育てる必要があること。

県の責務

第3条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策について、国、市町村その他関係機関及び関係団体と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。
- 3 県は、広報活動の充実その他の必要な施策を通じて、青少年の健全な育成に関し、保護者等が相談しやすい環境を醸成し、及び県民の理解を深めるとともに、県民が自主的に行う青少年の健全な育成に関する活動の支援に努めなければならない。

保護者の責務

第4条 保護者は、青少年の健全な育成についての第一義的責任を有するという自覚の下に、青少年の規範意識を養うとともに、青少年が基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めなければならない。

県民の責務

- 第5条 県民は、青少年の健全な育成についての理解を深めるとともに、相互に協力して地域の青少年の健全な育成に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務

- 第6条 事業者は、青少年の健全な育成についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

定義

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 満18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。

(以下、省略)

有害図書類の指定及び販売等の禁止

第10条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。

個別指定される図書類（第9条第1項第1号から3号、第10条第1項より）

- ① 青少年の性的感情を著しく刺激する図書類
- ② 青少年の粗暴性や残虐性を甚だしく誘発助長する図書類で、青少年保護育成条例にも基づき知事が指定したもの
- ③ 青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発助長する図書類

第50条第1項第1号

知事は、次に掲げる場合には、神奈川県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1号に掲げる場合で緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 第9条第1項、第10条第1項及び第15条第1項の規定により指定しようとするとき、第17条第3校の規定により有害図書類若しくは有害がん具類の除去その他の必要な措置を命じようとするとき又は第20条第1項の規定により広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じようとするとき。

包括指定される図書類（第10条第2項第1号から2号より）

- ① 本や雑誌などで全裸、半裸若しくはこれに近い状態で卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は絵を掲示するページの数 が 20 ページ以上又は総ページ数の5分の1以上であるもの
- ② ビデオテープ、DVD、CD ロム、ゲームソフトなどで①と同じ卑わいな姿態等を描写した場面が、合計して3分を超えるもの又は20場面以上であるもの

有害図書類の陳列場所の制限

第11条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

2 知事は、有害図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定め

て、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該命令を受けた者の氏名、当該命令の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

立入調査

第51条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。

2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証票を関係人に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

※「事務処理の特例に関する条例」に基づき、川崎市が神奈川県に代わって実施

神奈川県青少年保護育成条例

(昭和30年神奈川県条例第1号)

最終改正 平成22年10月22日神奈川県条例第66号

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進等（第9条～第23条）
- 第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の制限等（第24条～第34条）
- 第4章 青少年の健全な育成のためのインターネット利用環境の整備の促進等（第35条～第41条）
- 第5章 関係者等の協力等（第42条～第49条）
- 第6章 神奈川県児童福祉審議会への諮問等（第50条）
- 第7章 雑則（第51条～第53条）
- 第8章 罰則（第54条～第56条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 すべての県民は、次に掲げる事項を基本理念とし、青少年の健全な育成に取り組むものとする。

- (1) 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在であること。
- (2) 県民は、青少年への影響を意識して行動すること。
- (3) 社会全体の協力により、青少年を守り、支え及び育てる必要があること。

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、前項の施策について、国、市町村その他関係機関及び関係団体と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。
3 県は、広報活動の充実その他の必要な施策を通じて、青少年の健全な育成に関し、保護者等が相談しやすい環境を醸成し、及び県民の理解を深めるとともに、県民が自主的に行う青少年の健全な育成に関する活動の支援に努めなければならない。

(保護者の責務)

第4条 保護者は、青少年の健全な育成についての第一義的責任を有するという自覚の下に、青少年の規範意識を養うとともに、青少年が基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、青少年の健全な育成についての理解を深めるとともに、相互に協力して地域の青少年の健全な育成に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、青少年の健全な育成についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。
2 事業者は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 青少年 満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護する者をいう。
(3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。
(4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。
(5) がん具類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他の物品及び器具類をいう。
(6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
(7) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
(8) 利用カード 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。
2 この条例による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ行うべきであつて、いやしくも、これを濫用し、日本国憲法の保障する国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第2章 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進等

(有害興行の指定及び視覚の禁止)

第9条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定め

- る基準に該当するもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
 - (3) 青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- 2 前項の指定は、告示によって行う。
 - 3 知事は、第1項の指定をしたときは、当該興行を主催する者又は興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を営む者（以下「興行者」という。）にその旨を速やかに通知しなければならない。
 - 4 興行者は、青少年に有害興行を観覧させてはならない。
 - 5 興行者は、有害興行を行う施設の入り口に、青少年の有害興行の観覧を禁止する旨を表示しなければならない。

有害図書等の指定について（補足：規則 第3条）

（有害図書等の指定及び販売等の禁止）

- 第10条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。**個別指定**
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。**包括指定**
 - (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
 - (2) 電磁的記録に係る記録媒体であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間の合計が3分を超えるもの又は当該描写が20場面以上であるもの
 - 3 第1項の指定は、告示によって行う。
 - 4 何人も、青少年に対し、有害図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

有害図書陳列について（補足：規則 第4条）

（有害図書等の陳列場所の制限）

- 第11条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。
- 2 知事は、有害図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。
 - 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
 - 4 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該命令を受けた者の氏名、当該命令の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

（有害図書等の陳列に係る努力義務）

- 第12条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を陳列するときは、当該図書類の表紙がその者の店舗の外部から見えない場所に置くよう努めなければならない。

（団体表示図書類の販売等に係る努力義務等）

- 第13条 知事は、図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体であつて、青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適当な図書類の判定のための審査を行い、その結果に基づく表示を定めているもののうち、規則で定める基準に該当するものを指定することができる。

- 2 前項の指定は、次に掲げる事項を告示することによって行う。この場合において、知事は、当該指定した団体（以下「指定団体」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
 - (1) 指定団体の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 指定団体が青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適当であると認めた図書類（有害図書類を除く。以下「団体表示図書類」という。）であることを示す表示
- 3 何人も、青少年に対し、団体表示図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないよう努めなければならない。
- 4 知事は、図書類の販売又は貸付けを営む者が前項に規定する行為を行つていると認めるときは、当該図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を勧告することができる。
- 5 知事は、指定団体が第1項に規定する基準に該当しないと認めるときは、同項の規定による指定を解除し、その旨を告示しなければならない。この場合において、知事は、当該指定を解除した団体に対し、その旨を通知するものとする。

（団体表示図書類の陳列場所に係る努力義務等）

- 第14条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、団体表示図書類を陳列するときは、第11条第1項に規定するところにより、又は規則で定めるところにより陳列するよう努めなければならない。
- 2 知事は、団体表示図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、団体表示図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。

（有害がん具類の指定及び販売等の禁止）

- 第15条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。
- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - (2) 人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するがん具類は、有害がん具類とする。
 - (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
 - 3 第1項の指定は、告示によって行う。
 - 4 何人も、青少年に対し、有害がん具類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。

（自動販売機等の設置の届出等）

- 第16条 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者は、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 自動販売機等の設置場所
 - (3) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
 - (4) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
 - (5) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
 - (6) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項第3号の自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときに、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類

を除去できる者でなければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から20日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、自動販売機等届出済番号票を交付するものとする。
- 5 前項の自動販売機等届出済番号票の交付を受けた者は、当該自動販売機等届出済番号票を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けるとともに、規則で定めるところにより、自己の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号（次項において「氏名等」という。）を当該自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 6 第3項の規定による変更の届出（氏名等の変更の届出に限る。）をした者は、前項の規定により表示した事項を変更しなければならない。

（有害図書類及び有害がん具類の自動販売機等への収納禁止等）

- 第17条 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売業者」という。）は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納してはならない。
- 2 自動販売業者又は自動販売機等管理者は、当該自動販売業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から除去しなければならない。
 - 3 知事は、自動販売業者が第1項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したと認めるときは、当該自動販売業者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 知事は、前項の規定による命令を受けた自動販売業者が当該命令に従わないとき、当該自動販売業者が当該命令を受けた日の翌日から起算して6月以内に再び当該自動販売機等に有害図書類若しくは有害がん具類を収納したと認めるとき、又は第2項の規定に違反して自動販売業者若しくは自動販売機等管理者が有害図書類若しくは有害がん具類に該当することとなつた日の翌日から起算して5日以内に自動販売機等から当該有害図書類若しくは有害がん具類を除去しなかつたときは、当該自動販売業者に対し、当該自動販売機等の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（自動販売機等の設置場所に係る努力義務）

- 第18条 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又はがん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
 - (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
 - (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、その周辺における青少年の健全な育成を阻害するおそれがある行為を防止する必要があるものとして規則で定める施設

（自動販売機等に関する適用除外）

- 第19条 前3条の規定は、風営法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第8号の営業を除く。）、

同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置される自動販売機等については、適用しない。

（有害広告物の制限）

- 第20条 知事は、広告物の内容が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告主又は管理者に対して、当該広告物の内容の変更、当該広告物の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

（有害広告文書の制限）

- 第21条 図書類又はがん具類に係る広告で、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する文書は、青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、これを有害広告文書とする。
- 2 何人も、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合又は規則で定める場所については、この限りでない。
 - 3 知事は、戸別に頒布された有害広告文書があると認めるとき（前項ただし書に該当する場合を除く。）は、当該有害広告文書の広告主若しくはその代理人、使用人その他の従業者又はこれらの者からの委託を受けて頒布した者に対し、有害広告文書の戸別の頒布を中止することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（利用カードの販売等の禁止）

- 第22条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸し付けてはならない。
- 2 利用カードの販売を営む者は、青少年立入禁止場所を除き、自動販売機に利用カードを収納してはならない。

（利用カード販売の届出）

- 第23条 利用カードの販売を営もうとする者は、販売を開始する日の10日前までに、販売をする場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 利用カードの販売をする場所の名称、所在地及び電話番号
 - (3) 販売を開始しようとする年月日
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき又は当該届出に係る利用カードの販売をする場所を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から20日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の制限等

（深夜外出の制限）

- 第24条 保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後11時から午前4時までの間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させてはならない。

- 2 何人も、正当な理由なく保護者の嘱託又は承諾を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

(保護者同伴による深夜外出の制限)

第25条 保護者は、日常生活上必要である場合、青少年の健全な育成に資すると認められる場合その他の特別の事情がある場合のほかは、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない。

(深夜営業を行う施設への立入りの制限等)

第26条 次に掲げる施設(次条第1項の規定により指定されたものを除く。)を営業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該営業の施設に青少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
 - (2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧させ、若しくは視聴させ、又は客にインターネットの利用により情報を閲覧させる施設(図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、深夜に営業を行う施設で、その営業の内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして規則で定める施設
- 2 前項各号に掲げる施設を営業者は、深夜に当該施設において営業を営む場合は、当該施設の入り口に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。
- 3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該営業に係る施設(第1項各号に掲げるものを除く。)内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(個室等営業施設に係る制限等)

第27条 知事は、個室又はこれに類する設備で規則で定めるもの(以下「個室等」という。)を設けて営む営業の内容が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該営業に係る施設の全部又は一部を青少年に有害な施設として指定することができる。

- (1) 専ら異性を同伴する客に飲食させる営業(風営法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する営業を除く。)
 - (2) 専ら異性の客の身体に接触する役務を提供する営業(風営法第2条第6項第1号及び第2号に規定する営業を除く。)
 - (3) 前条第1項第1号及び第2号に規定する営業(個室等でその内部が当該個室等の外部から容易に見通すことができなものを設けて営むものに限る。)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、娯楽、遊技、遊興若しくは異性交際又はこれらに類するものに関する営業で規則で定めるもの
- 2 前項の指定は、告示によつて行う。
- 3 知事は、第1項の指定をしたときは、当該施設を営業者(以下「指定個室営業者」という。)にその旨を速やかに通知しなければならない。
- 4 指定個室営業者は、第1項の指定を受けた施設に青少年を客として立ち入らせ、又は当該施設において青少年を客に接する業務に従事させてはならない。
- 5 指定個室営業者は、規則で定めるところにより、第1項の指定を受けた施設に、青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。
- 6 第1項の規定による指定の理由が消滅したときは、知事は、当該指定個室営業者の申請によつて、指定の全部又は一部を解除し、その旨を告示しなければならない。

(質受け、買受け等の禁止)

第28条 何人も、次に掲げる行為を行つてはならない。

- (1) 青少年の所持する物品を質に取り、若しくは買い受け、又は当該物品の質入れ若しくは売却の委託を受けること。
 - (2) 青少年の所持する物品を商品券その他これに類するもので規則で定めるもの(以下この号において「商品券等」という。)と交換し、又は当該物品と商品券等との交換の委託を受けること。
- 2 前項の規定は、保護者が同行する場合、保護者が同意したと認めるに足りる相当の理由がある場合、青少年がこれらを業とし、又は業とする者に雇用されている場合及びその他真にやむを得ないと認められる場合においては適用しない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第29条 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買い受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を売却するように勧誘してはならない。

(入れ墨の禁止)

第30条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、入れ墨をするように勧誘し、又は周旋してはならない。

(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止)

第31条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。
- 3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥けん悪の情を起こさせる行為をいう。

(場所の提供等の禁止)

第32条 何人も、情を知つて、次に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 第29条第1項に規定する行為
- (2) 前条第1項に規定する行為

(性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止)

第33条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- (1) 性風俗関連特殊営業(風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (2) 風営法第2条第1項第2号に規定する営業の客となるように勧誘すること。

(有害薬品類等の販売等の禁止)

第34条 何人も、催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるものを、不健全な目的に使用しておそれがあることを知つて、青少年に販売し、頒布し、又は贈与してはならない。

第4章 青少年の健全な育成のためのインターネット利用環境の整備の促進等

(青少年のインターネットの利用に係る保護者等の努力義務)

第35条 保護者は、インターネットと接続する機能を有する機器が多様化している状況を認識し、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。))第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年が閲覧(視聴を含む。以下同じ。)をすることがないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末装置(以下この項において「端末装置」という。)を青少年に利用させるために設置する施設として規則で定めるものを経営する者は、端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。

3 県は、前2項の規定に係る取組に資するため、保護者又は前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(携帯電話インターネット接続契約時の申出に関する書面の提出)

第36条 保護者は、次に掲げる場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 1) 青少年を携帯電話端末又はPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)の使用者とする携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット接続契約」という。)を保護者が締結するとき。
- 2) 青少年が携帯電話インターネット接続契約を締結するとき。

(携帯電話インターネット接続契約の締結等)

第37条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前条に規定する書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続契約(青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とするものに限る。第40条第1項第1号において同じ。)を締結することができる。

2 前項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写し又は当該書面に記載された理由、保護者の氏名その他規則で定める事項を記録した電磁的記録(第40条第1項第2号において「書面等」という。)を保存しなければならない。

(青少年の発達段階に応じた機能の活用)

第38条 保護者は、青少年が携帯電話端末等を利用するに当たっては、青少年の発達段階に応じ、インターネットによる情報の閲覧をすることができる時間を制限する機能その他のインターネットの

利用を制限し、又は監督する機能を活用するよう努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務)

第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするものに限る。次条第1項第3号において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- 1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずること。
- 2) 前条に規定するインターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容
- 3) その他規則で定める事項

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等)

第40条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。

- 1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第37条第1項の規定に違反して、第36条に規定する書面の提出がないのに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続契約を締結したとき。
 - 2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第37条第2項の規定に違反して、書面等を保存していないとき。
 - 3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条に規定する書面による説明を行わないで青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係事業者への協力依頼)

第41条 県は、青少年が携帯電話端末等からインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることを防止し、又は青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等その他の関係事業者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用に関する情報の提供、保護者又は青少年に対する啓発その他必要な協力を求めることができる。

第5章 関係者等の協力等

(関係者等との協体制の整備)

第42条 県は、保護者、事業者、青少年指導員若しくはこれらの者の組織する民間の団体その他の関係団体又は市町村、学校その他の関係機関(以下「関係者等」という。)と連携し、及び協力して、青少年を取り巻く社会環境の整備の促進その他青少年の健全な育成に関する取組を行うために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(青少年指導員等)

第43条 知事は、市町村長又は市町村の教育委員会が推薦する者を、青少年指導員として委嘱することができる。

2 青少年指導員及び青少年関係団体の構成員であつて規則で定める者（以下「青少年指導員等」という。）は、他の関係者等と連携し、及び協力して、地域における活動への青少年の参加の促進その他の青少年の健全な育成に資する取組を行うものとする。

(青少年関係団体等への協力依頼)

第44条 知事は、この条例の規定に係る調査等を実施するため必要があると認めるときは、県民、青少年関係団体及び市町村に協力を求めることができる。

(調査等の要請)

第45条 青少年指導員等又は前条の規定により協力を求められた青少年関係団体の構成員は、この条例に違反しているおそれがある営業が行われている営業所又は青少年の健全な育成を著しく阻害するものと認められる営業が行われている営業所を発見したときは、知事又は警察署長に対し、当該営業所に対する調査、指導その他の適切な措置を講ずるよう要請することができる。

(青少年の非行等の未然防止等に係る保護者の努力義務)

第46条 保護者は、青少年の非行及び不良行為（以下「非行等」という。）を未然に防止するよう努めるとともに、その健全な育成に困難な事情が生じたときは、学校、警察署その他青少年の健全な育成に関係する機関又は青少年指導員等に相談し、その助言を受けるよう努めなければならない。

(保護者等の通知義務)

第47条 青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。

(青少年の保護)

第48条 児童委員、警察官その他の職員は、この条例の規定に抵触する青少年を発見した場合及び前条により通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該青少年を保護することができる。

2 前項の場合において、児童委員、警察官その他の職員は、前条により通知を受けた場合のほかは、速やかに当該青少年の保護者に対してこれを通知し、又は当該青少年の引取りを求めなければならない。

(青少年の立ち直り支援の促進)

第49条 県は、非行等のある青少年が立ち直り、健全な生活を営むことができるようにするための取組を促進するため、当該取組を行う関係者等に対し、必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第6章 神奈川県児童福祉審議会への諮問等

有害図書指定の決定について

第50条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1号に掲げる場合で緊急を要すると認められるときは、この

限りでない。

- (1) 第9条第1項、第10条第1項及び第15条第1項の規定により指定しようとするとき、第17条第3項の規定により有害図書類若しくは有害がん具類の除去その他の必要な措置を命じようとするとき又は第20条第1項の規定により広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じようとするとき。
 - (2) 第13条第1項の規定により指定し、又は同条第5項の規定により指定を解除しようとするとき。
 - (3) 第17条第4項の規定により自動販売機等の撤去その他の必要な措置を命じようとするとき。
 - (4) 第27条第1項の規定により指定し、又は同条第6項の規定により指定を解除しようとするとき。
- 2 知事は、この条例の規定により規則を定めようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項ただし書の規定により指定したとき、有害図書類若しくは有害がん具類の除去その他の必要な措置を命じたとき又は広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

第7章 雑則

立入調査について

(立入調査)

第51条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。

- 2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証票を関係人に呈示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(決定による指定の取消し又は変更の告示)

第52条 知事は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項の規定により、第9条第1項、第10条第1項、第15条第1項又は第27条第1項の規定による指定を取り消し、又は変更したときは直ちにその旨を告示しなければならない。

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第54条 第31条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (2) 第31条第2項の規定に違反した者
 - (3) 第32条第2号の規定に違反した者
- 3 第27条第4項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第4項の規定に違反した者
 - (2) 第10条第4項の規定に違反した者
 - (3) 第11条第3項の規定による命令に違反した者

- (4) 第15条第4項の規定に違反した者
 - (5) 第17条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (6) 第20条第1項の規定による命令に違反した者
 - (7) 第21条第3項の規定による命令に違反した者
 - (8) 第22条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (9) 第24条第2項の規定に違反した者
 - (10) 第26条第1項の規定に違反した者
 - (11) 第29条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (12) 第32条第1号の規定に違反した者
 - (13) 第33条の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んだ者
 - (2) 第16条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第23条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして利用カードの販売を営んだ者
 - (4) 第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (5) 第28条第1項の規定に違反した者
 - (6) 第34条の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第5項の規定に違反した者
 - (2) 第16条第5項又は第6項の規定に違反した者
 - (3) 第26条第2項の規定に違反した者
 - (4) 第27条第5項の規定に違反した者
 - (5) 第51条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 7 第9条第4項、第10条第4項、第15条第4項、第22条第1項、第26条第1項、第27条第4項、第28条第1項、第29条、第30条、第31条第1項若しくは第2項、第33条又は第34条に規定する行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(尚罰規定)

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第56条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条から第18条までの規定は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 知事は、平成22年3月31日までに、この条例の施行の状況について検討を加えるものとする。この場合において、知事は、当該検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (昭和31年3月31日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和30年7月20日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前のとおりとする。

附 則 (昭和31年10月1日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和33年10月6日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和34年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和34年10月5日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和37年12月25日条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年3月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和44年12月23日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月14日条例第38号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定、第9条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年12月27日条例第47号)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第48号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日条例第15号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月17日条例第54号)

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年7月12日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、改正後の神奈川県青少年保護育成条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは、「平成8年11月29日までに」とする。
- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の条例第22条第1項

に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前までに」とあるのは、「平成8年11月29日までに」とする。

- 4 この条例の施行の際現に設けられているテレホンクラブ等営業所については、平成8年11月29日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第22条第1項の規定による届出をした者に係るテレホンクラブ等営業所については、平成10年10月31日）までは、改正後の条例第23条第1項又は第2項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に利用カードの販売を営んでいる者は、改正後の条例第25条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の10日前までに」とあるのは、「平成8年11月29日までに」とする。
- 6 この条例の施行の際現に利用カードの販売を営んでいる者については、平成8年11月29日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第25条第1項の規定による届出をした者については、平成9年1月31日）までは、改正後の条例第24条第2項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されているテレホンクラブ名等を記載した広告物については、改正後の条例第26条第1項の規定は、平成9年1月31日までは、適用しない。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成10年10月20日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1号の改正規定中「同法第18条に規定するダンス教授所等に係るもの」を「同条第1項第8号の営業に係る営業所」に改める部分は平成10年11月1日から、「同条第4項」を「同条第6項」に改める部分及び「風俗関連営業」を「店舗型風俗特殊営業」に改める部分は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

（平成11年10月規則第84号で、同11年11月1日から施行）

附 則（平成12年3月28日条例第37号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月6日条例第5号）

この条例は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第72号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成14年7月1日から施行する。

（平成14年規則第7号で、同14年4月1日から施行）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第25条第1項の規定による届出をしている者は、改正後の第23条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

附 則（平成17年3月29日条例第36号）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第5条の改正規定、第5条の次に1条を加える改正規定、第10条の改正規定、第17条の次に1条を加える改正規定、第20条の改正規定、第20条の次に1条を加える改正規定、第30条第2項の改正規定、第30条第3項中第7号を第13号とし、第6号を第8号とし、同号の次に4号を加える改正規定（第10号を加える部分を除く。）、第30条第3項中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に2号を加える改正規定、第30条第4項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる改正規定（第1号を削る部分に限る。）、第30条第5項中第1号を第2号とし、同号の前に1号を加える改正規定（第1号を加える部分に限る。）及び第30条第6項の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月7日条例第2号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年11月21日条例第62号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第17号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月17日条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に店舗型異性紹介営業を営んでいる者は、改正後の第20条の3第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の10日前までに」とあるのは「神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成20年神奈川県条例第48号）の施行の日から起算して1月を経過する日までに」とする。

附 則（平成22年10月22日条例第66号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の神奈川県青少年保護育成条例第10条第1項の規定による届出をしている者は、第2条の規定による改正後の神奈川県青少年保護育成条例第16条第1項の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の神奈川県青少年保護育成条例第10条第1項の規定による届出をした者に対して交付された自動販売機等届出番号票は、第2条の規定による改正後の神奈川県青少年保護育成条例第16条第4項の規定のより交付された自動販売機等届出済番号票とみなす。
- 4 第1条の規定の施行前にした行為及び前項の規定による改正前の神奈川県青少年保護育成条例第20条の7の規定による命令については、なお従前の例による。
- 5 第1条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例に拠ることとされる命令に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（事務処理の特例条例に関する条例の一部改正）
- 7 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41条）の一部を次のように改正する。
別表4の3の項(1)中「第8条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項(2)中「第8条第3項」を「第11条第3項」に改め、同項(3)中「第8条第4項」を「第11条第4項」に改め、同項中(4)を削り、同項(5)中「第27条の2」を「第44条」に改め、同項中(5)を(4)とし、その次に次のように加える。
(5) 条例第51条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問する者を指定すること。

神奈川県青少年保護育成条例施行規則

(平成22年12月28日神奈川県規則第119号)
最終改正 平成24年6月19日神奈川県規則第74号

(事務の委任)

第1条 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。)に基づくに掲げる事務(横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町及び湯河原町の区域における事務(第1号から第3号までに掲げる事務に限る。)を除く。)のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、地域県政総合センター所長に委任する。

- (1) 条例第11条第2項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。
- (2) 条例第11条第3項の規定により、勧告を受けた者に対して当該勧告に従うべきことを命ずること。
- (3) 条例第11条第4項の規定により、命令に従わない者の氏名等を公表すること。
- (4) 条例第13条第4項の規定により、同条第3項に規定する行為の停止その他必要な措置を勧告すること。
- (5) 条例第14条第2項の規定により、団体表示図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。
- (6) 条例第16条第1項の規定により、自動販売機等に係る届出を受理すること。
- (7) 条例第16条第3項の規定により、自動販売機等に係る届出事項の変更又は自動販売機等の使用の廃止の届出を受理すること。
- (8) 条例第16条第4項の規定により、自動販売機等届出済番号票を交付すること。
- (9) 条例第23条第1項の規定により、利用カードの販売場所に係る届出を受理すること。
- (10) 条例第23条第2項の規定により、利用カードの販売場所に係る届出事項の変更又は利用カードの販売場所の廃止の届出を受理すること。

(有害興行等の指定の基準)

- 第2条 条例第9条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に描写し、正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
 - (2) 性交、自慰若しくは排せつの姿勢又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写しているものであること。
 - (3) 性行為を露骨に描写し、又は容易に連想させ、正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
 - (4) せりふ、会話、口上、音楽その他音声による表現が、正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
 - (5) その他表現が前各号に掲げるものと同程度に正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与え、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。
- 2 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 殺人、傷害又は暴行、物の損壊、動物の虐待その他粗暴な行為を殊更に賛美するような描写をしているものであること。
 - (2) 殺人、傷害又は暴行、動物の虐待その他粗暴な行為を残忍又は陰惨に描写しているものであること。
 - (3) その他表現が前2号に掲げるものと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。
- 3 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 殺人、傷害、窃盗、詐欺、麻薬及びこれに類する薬物の濫用その他の犯罪又は自殺を殊更に肯定し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくは唆すような描写をしているものであること。
 - (2) 殺人、傷害、窃盗、詐欺、麻薬及びこれに類する薬物の濫用その他の犯罪又は自殺の手段又は

実行行為に至る経過を模倣することができるよう詳細に、又は具体的に描写しているものであること。

- (3) その他表現が前2号に掲げるものと同程度に青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。

有害図書の 詳細な規定

(有害図書類とする図書類等の内容)

第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿勢で次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた姿勢
イ 陰部、でん部又は胸部を誘示した姿勢
ウ 男女間又は同性間の愛ぶの姿勢
エ 自慰の姿勢
オ 排せつの姿勢
カ 緊縛の姿勢

- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

ア 性交又はこれを連想させる行為
イ 強姦その他の陵辱行為
ウ 同性間の行為
エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第10条第2項第2号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。

陳列方法の 詳細な規定

(有害図書類の区分陳列等)

第4条 条例第11条第1項の規定による有害図書類の陳列は、次の各号のいずれかに該当する陳列とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。
 - (2) ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にし、かつ、次のア又はイに掲げる方法により陳列すること。
ア 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。ただし、有害図書類を陳列する棚を、有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
イ 有害図書類から10センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - (3) 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐するカウンターの上又は当該カウンターの内側に有害図書類をまとめて陳列すること。
- 2 図書類の販売又は貸付けを営む者は、前項の規定による有害図書類の陳列をするときは、条例第11条第1項に規定する有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せることができない旨を、容易に判読できる大きさの文字で掲示しなければならない。
- 3 条例第11条第4項に規定する規則で定める事項は、命令を受けた者の氏名、命令の内容並びに店舗の名称及び所在地とする。
- 4 条例第11条第4項の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

(団体の指定の基準)

第5条 条例第13条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 定款、規約等団体の目的及び組織を明らかにする書類を整備していること。
- (2) 図書類の審査に係る適切な手続を整備していること。

- (3) 前2号に規定する事項を周知する措置を講じていること。

(団体表示図書類の陳列場所の制限)

第6条 条例第14条第1項の規定による団体表示図書類の陳列は、次の各号のいずれかに該当する陳列とする。

- (1) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、団体表示図書類をまとめて陳列すること。
 - (2) 施錠されたガラス製のケースに収納し、陳列すること。
- 2 図書類の販売又は貸付けを営む者は、前項の規定による団体表示図書類の陳列をするときは、条例第14条第1項に規定する団体表示図書類の陳列場所の見やすい箇所に、団体表示図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せることができない旨を、容易に判読できる大きさの文字で掲示するよう努めなければならない。

(有害玩具類とする玩具類の内容)

第7条 条例第15条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置の届出等)

第8条 条例第16条第1項の規定による届出は、自動販売機等届出書（第1号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の自動販売機等届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 自動販売機等の設置場所付近の見取図及び配置図
 - (2) 自動販売機等管理者の住所付近の見取図
 - (3) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）
 - (4) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類（設置場所の提供者が当該設置場所の所有者でない場合には、当該提供者及び所有者が承諾していることを証する書類）
- 3 条例第16条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号
 - (2) 自動販売機等により販売又は貸付けを営もうとする者と当該自動販売機等の所有者とが異なるときは、当該所有者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号
- 4 条例第16条第3項の規定による届出は、自動販売機等の届出事項変更（使用廃止）届出書（第2号様式）により行わなければならない。
- 5 前項の自動販売機等の届出事項変更（使用廃止）届出書には、第2項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。
- 6 条例第16条第4項に規定する自動販売機等届出番号票は、第3号様式とする。
- 7 条例第16条第5項の規定による表示は、自動販売機等届出表示（第4号様式）により行わなければならない。ただし、届出者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号を記載した書面で知事が認めたものによる場合は、この限りでない。

(有害広告文書の頒布方法等)

- 第9条 条例第21条第2項ただし書に規定する規則で定める方法は、内容物が透視できない封筒又は袋でその納入口を封じ、その外側に18歳以上の受取人の氏名を記載する方法とする。
- 2 条例第21条第2項ただし書に規定する規則で定める場所は、18歳未満の者が居住していない住居とする。

(利用カード販売の届出)

第10条 条例第23条第1項の規定による届出は、利用カード販売届出書（第5号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の利用カード販売届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 販売場所付近の見取図
 - (2) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）
- 3 条例第23条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 販売を開始しようとする利用カードの呼称
 - (2) 自動販売機を使用して利用カードを販売する場合は、当該自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号
 - 4 条例第23条第2項の規定による届出は、利用カード販売届出事項変更（廃止）届出書（第6号様式）により行わなければならない。
 - 5 前項の利用カード販売届出事項変更（廃止）届出書には、第2項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

(個室に類する設備等)

第11条 条例第27条第1項に規定する規則で定める設備は、ついで、棚、カーテンその他の施設の内部を仕切ることができるもの又は椅子（高さが80センチメートル以上で、背当があるものに限る。）により区画された個室に準ずるものとする。

- 2 条例第27条第1項第4号に規定する規則で定める営業は、専ら異性の客の性的感情を刺激する人の姿態を見せる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号及び第6号に規定する営業を除く。）とする。
- 3 条例第27条第5項の規定による表示は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 施設の全部について指定を受けた者 当該施設の入り口に第7号様式により表示すること。
 - (2) 施設の一部について指定を受けた者 当該指定を受けた場所の入り口に第8号様式により表示すること。
- 4 条例第27条第6項に規定する申請は、指定解除申請書（第9号様式）により行わなければならない。

(商品券等)

第12条 条例第28条第1項第2号に規定する規則に定めるものは、証券その他の物（商品券を除く。以下この条において「証券等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この条において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証券等（電磁的方法により証券等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるものとする。

(有害薬品類等の指定)

第13条 条例第34条に規定する規則で定める薬品類等は、有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げる物をいう。以下この条において同じ。）又は有機溶剤の含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であって、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）で、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物以外のものとする。

(インターネット利用に係る端末装置の設置施設)

第14条 条例第35条第2項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項又は第2項に規定する施設
- (5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (6) 条例第26条第1項第2号に規定する施設
- (7) 主として青少年の研修又はレクリエーションの用に供する施設

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等)

第15条 条例第36条に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 当該青少年が就労しているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務の遂行に著しい支障を生ずること。
- (2) 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続業務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として知事が別に定めるもの

2 条例第36条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 当該保護者の電話番号その他の連絡先

第16条 条例第37条第2項に規定する規則で定める日は、当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。

2 条例第37条第2項に規定する規則で定める事項は、前条第2項各号に掲げる事項とする。

(携帯電話インターネット接続契約時の説明事項)

第17条 条例第39条第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- (2) 当該携帯電話インターネット接続業務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容

(携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の公表)

第18条 条例第40条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 当該勧告の内容及び当該勧告に従わない事実
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 2 条例第40条第2項の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

(青少年指導員等)

第19条 条例第43条第2項に規定する規則で定める者は、少年指導員(地域において少年(少年法(昭和23年法律第168号)第2条第1項に規定する少年をいう。)の健全な育成に資する取組を行う者として警察署長が委嘱する者をいう。)とする。

(青少年の保護に係る職員の指定)

第20条 条例第47条及び第48条に規定するその他の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉司
- (2) 福祉に関する事務所に勤務する社会福祉主事
- (3) 青少年の補導に関する事務に従事する職員

(立入調査に係る職員の指定)

第21条 条例第51条第1項に規定する知事の指定した者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県民局青少年部長
- (2) 県民局青少年部青少年課に所属する職員のうち、別に指定する者
- (3) 地域県政総合センター所長及び地域県政総合センター副所長
- (4) 地域県政総合センターに所属する職員のうち、別に指定する者

2 条例第51条第3項に規定する知事の指定した者の身分を示す証票は、第10号様式とする。

(有害興行等の指定等の要請)

第22条 何人も、知事に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定による指定を要請することができる。

- (1) 興行又は図書類が条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合 同項又は条例第10条第1項
 - (2) 図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体が第5条の基準に該当すると認める場合 条例第13条第1項
 - (3) 玩具類が条例第15条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合 同項
- 2 何人も、知事に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定による措置命令を要請することができる。
- (1) 広告物の内容が条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合 条例第20条第1項
 - (2) 戸別に頒布された広告文書が条例第21条第1項に規定する有害広告文書であると認める場合 同条第3項

(届出書等の提出部数)

第23条 条例及びこの規則の規定により知事又は地域県政総合センター所長に提出する届出書及びその添付図書の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

別記様式 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則(以下「新規則」という。)は、平成23年4月1日から施行する。
(神奈川県青少年保護育成条例施行規則の廃止)
- 2 神奈川県青少年保護育成条例施行規則(平成8年神奈川県規則第101号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 新規則の施行の際現に行われている旧規則第6号様式による自動販売機等届出表示は、新規則第4号様式による自動販売機等届出表示とみなす。
- 4 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年10月21日規則第72号)

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日規則第74号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

図書類販売店の皆様へ

青少年に有害な図書類の区分陳列等調査への協力のお願い

川崎市では地域の青少年育成関係者と連携し、随時、書店・コンビニエンスストア等における有害図書類の区分陳列の状況等について調査を実施しています。調査の実施にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

川崎市市民・こども局こども本部青少年育成課

調査の主な内容

有害図書類販売の有無、区分陳列の方法、18歳未満への販売、閲覧の禁止表示の有無、有害図書類の包装方法など。

(注) 今回の調査では、「2か所のシール止め」、「ひも掛け」等により容易に閲覧できない状態の図書類を有害図書類とみなし、これを対象として調査を実施します。なお、ビデオテープ、DVD、ゲームソフトは調査の対象から外します。

神奈川県青少年保護育成条例（抜粋）

(有害図書類の陳列場所の制限)

第11条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

(有害図書類等の陳列に係る努力義務)

第12条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を陳列するときは、当該図書類の表紙がその者の店舗の外部から見えない場所に置くように努めなければならない。

(青少年関係団体等への協力依頼)

第44条 知事は、この条例の規定に係る調査等を実施するため必要があると認めるときは、県民、青少年関係団体及び市町村に協力を求めることができる。

【この調査に関するお問い合わせ先】

川崎市市民・こども局こども本部青少年育成課



有害図書類とは

図書類

一般の本・雑誌・コミックス・写真集 などのほか
ビデオテープ・DVD・CD-ROM・ゲームソフト も含まれます。

・個別指定された図書類

- ① 青少年の性的感情を著しく刺激する図書類
- ② 青少年の粗暴性や残虐性を甚だしく誘発助長する図書類で、青少年保護育成条例に基づき知事が指定したもの。
- ③ 青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発助長する図書類

・包括指定された図書類 次にあたるものは全て有害図書類に指定されています。

- ① 本や雑誌などで全裸・半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は絵を掲載するページの数が20ページ以上又は総ページ数の5分の1以上あるもの
- ② ビデオテープ、DVD、CD-ROM、ゲームソフトなどで①と同じ卑わいな姿態等を描写した場面が、合計して3分を超えるもの又は20場面以上あるもの

有害図書類

有害図書類を区分する陳列の方法

○ 有害図書類を陳列するときは、次にいずれかの方法で陳列しなければなりません。

図書類を販売等する方が、有害図書類を陳列するときは、有害図書類を次のいずれかの方法で他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなくてはなりません。

- ① 間仕切り等により仕切られ内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列する。



- ③ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐するカウンターの上または内側に有害図書類をまとめて陳列すること。

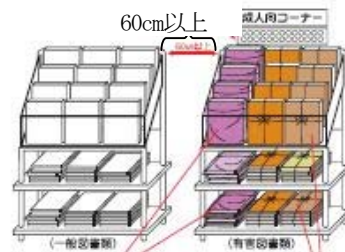


- ★ 有害図書類その他青少年の健全育成を阻害するおそれのある図書類等の表紙は店の外から見えない場所に陳列する。



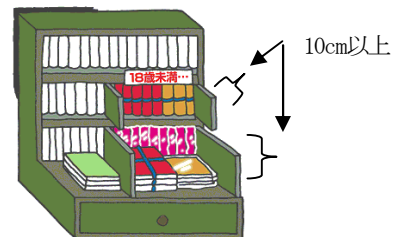
外から見える場所には有害図書類等を置かないでください。

- ② - ア ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態で有害図書類以外の図書類を陳列する棚と60cm以上離れた棚に、有害図書類をまとめて陳列する。



(一般図書類) (有害図書類)

- ② - イ ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にし、有害図書類から10cm以上張り出す仕切り版(透視できない材質のもの)を設け、仕切り版と仕切り版の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。



- さらに、有害図書類の陳列場所には、青少年に販売や閲覧が禁止されていることを提示しなければなりません。
- 違反すると、改善の勧告や改善の命令を行います。この命令に従わないと罰金が科せられたり、店舗や所在地などが公表されることがあります。

川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会について

1 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会とは

市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ることを目的として、川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会を設置する。青少年を健やかに育む環境づくりを目指し、広報活動や青少年を取り巻く社会環境の実態調査など様々な取り組みを行っている。

2 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会構成員

【構成員 3 6 団体 委員 4 9 名】

(1) 青少年健全育成関係団体

青少年育成連盟、PTA連絡協議会、青少年指導員連絡協議会、少年補導員連絡協議会、各区地域教育会議

(2) その他関係団体等

全町内会連合会、防犯協会連合会、保護司会協議会、民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）、社会を明るくする運動推進委員会、川崎市商店街連合会、郵便局株式会社、川崎いのちの電話、(財)かわさき市民活動センター

(3) 関係業界

県青少年の環境に関係する業界協議会、東日本電信電話株式会社、川崎たばこ商業協同組合、日本フランチャイズチェーン協会、日本塗料商業組合、川崎小売酒販組合、生活協同組合コープかながわ

(4) 報道機関

テレビ神奈川、ラジオ日本、神奈川新聞社、かわさき市民放送

(5) 学校教育関係

小学校長会、中学校長会、高等学校長会、特別支援学校長会、教職員組合

(6) 警察・行政

川崎市警察部、市民・子ども局、市民・子ども局子ども本部、健康福祉局、建設緑政局、区役所、教育委員会

3 実施事業

(1) 「子ども110番」事業の推進

地域において、子どもが被害者となる事件を未然に防止するとともに、大人が子どもをあたたかく見守り育てる、健全な育成環境づくりの一環として、「子ども110番」事業を推進する。

(2) 社会環境実態調査の実施

青少年を取り巻く地域環境の実態を把握するため、神奈川県からの依頼に基づく調査を構成団体の協力のもとに実施する。(7月～9月に実施)

調査対象：カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶、複合店、映像ソフトレンタル・販売店、ゲームソフト販売店

(3) キャンペーンの実施

ア 社会環境健全化推進街頭キャンペーンの実施

川崎市、神奈川県、かながわ青少年社会環境健全化推進会議との共催により、関係機関・団体の協力を得て、社会環境健全化に向けたキャンペーン（7月・11月）を実施する。
・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月 内閣府主唱）
・「子ども・若者育成支援強調月間」（11月 内閣府主唱）

イ 青少年の健全な育成環境推進キャンペーンの実施

協議会の構成団体等の協力を得ながら、各区において街頭キャンペーンを実施し、青少年の非行防止ならびに「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の広報啓発を図る。

(4) 広報啓発活動の実施

ア 啓発用懸垂幕・ポスターによる広報啓発活動

イ 市民への広報啓発

ウ 報道機関等を通じた広報啓発活動

エ 広域的な広報活動に向けた連携

(5) 関係業界との情報交換

青少年の健全育成について関係業界との情報交換会を行う。

神奈川県警ホームページから掲載

神奈川県警察 Kanagawa Pref. Police

警察の紹介 ▶ 暮らしの安全情報 ▶ 交通安全 ▶ 相談・情報・ご意見 ▶ 採用情報 ▶ 各種手続 ▶ 統計

トップページ ▶ 暮らしの安全情報 ▶

NO！ 児童ポルノ 「児童ポルノは許さない！」



児童ポルノは許さない！

そして、

見ない！ 持たない！ 作らない！

「児童ポルノは許さない！」その理由を理解しましょう

児童ポルノは、子どもたちの人権侵害であり、その根絶は、日本だけでなく、国際的な問題となっています。
子どもが、児童ポルノの被写体となり、画像がインターネット上に流れてしまうと、コピーが繰り返され、完全に消去することは、非常に難しくなります。
撮影された子どもは、将来にわたって、その画像におびえることにもなりかねません。
児童ポルノは、子どもの生涯にわたる人権を踏みとじるもので、決して許すことはできないものです。
児童ポルノを根絶し、子どもたちが心身ともに健やかに成長していける環境づくりに社会全体で取組みましょう。



◇児童ポルノ事件は、どのくらいの人が検挙されているの？

- 児童ポルノの検挙人員は、増加傾向にあります。

神奈川県児童ポルノの検挙人員

	19年	20年	21年	22年	23年
児童ポルノ 合計	27	46	85	90	90
児童ポルノ 提供	9	9	3	7	4
児童ポルノ 単純製造	9	20	21	17	29
児童ポルノ 不特定多数提供・公然陳列	3	16	55	66	57
児童ポルノ 不特定多数提供目的製造	2	1	6	0	0
児童ポルノ その他	4	0	0	0	0

◇インターネット上で、児童ポルノを見つけたときは、どうすればいいの？

- 最寄の警察署、又は、インターネット・ホットラインセンターに連絡して下さい。
・ インターネット・ホットラインセンターのホームページから通報できます。



◇インターネット・ホットラインセンターって、なに？

- インターネット・ホットラインセンターは、警察庁から業務委託を受け、情報収集と情報提供、適切な措置依頼を行っています。
・ インターネット利用者から、インターネット上における、児童ポルノ、規制薬物の広告等の違法情報、公序良俗に反する有害情報を収集します。
・ 収集した違法・有害情報について、違法情報と判断した場合は警察に通報するとともに、プロバイダや電子掲示板管理者等に削除依頼等を行い、有害情報と判断した場合は、プロバイダや電子掲示板管理者等に、契約約款等に基づく措置を依頼しています。